



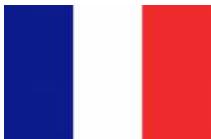
主な国における公共の場所での喫煙規制の状況

公共の場所では全面的に禁煙



- 2007年7月1日から、学校、職場、医療機関、レストランの室内外、バー、クラブ、劇場、航空機、空港、鉄道、駅、フェリー、バス、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設において全面禁煙。

国レベルでの規制



- 2007年2月1日から、学校、官公庁施設、公共交通機関、及び未成年者向け娯楽施設において禁煙。
- バー・レストラン(飲食は不可)、私有オフィス、劇場、駅、バスターミナル、フェリー、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設では、特別な換気機能を有し密閉された喫煙室を設置可能。



- 学校、病院、公共交通機関などが、禁煙。
- 2005年1月に屋内喫煙規制が施行され、職場、レストラン、バー/クラブ、デパート、博物館、金融機関、ホテル、スポーツ施設などでも原則として禁煙だが、壁などで完全に分離した喫煙室を設置することが可能。(飲食の提供は可能)



- 2006年1月から、国レベルおよび幾つかの地域において、学校、職場、医療機関と、デパート、美術館、銀行、娯楽施設、ほとんどの公共交通機関などの公共施設で禁煙。
- 喫煙は、バーやレストランにおいて、面積が100m²未満の店舗では、喫煙ルールを決める裁量が事業主に認められており、喫煙が許された店舗でのみ可能。100m²以上の店舗では、完全に分離された喫煙席の設置が可能。(飲食のサービス提供は可能。喫煙可の店舗/喫煙席への未成年者の入店／入室は不可)

国レベルでの限定的な規制



- 2007年9月、連邦レベルで官公庁施設、公共交通機関、駅およびプラットホーム、及びフェリーでの禁煙法が施行。学校では、一部の職員室を除き、全面禁煙。
- 接客業においては、2008年3月以降、業界内の90%以上の施設において、店舗面積の50%以上を禁煙席とする事を政府と業界が合意。
- 公共の場所での喫煙を制限する州レベルでの規制があり、バイエルン州を除いて、分離された喫煙室の設置が可能。



- 現時点において、連邦レベルの規制はない。現在、29の州で州法による規制があり、37の州で自治体による規制がある。また、14の州が、州法によりレストラン、バーを禁煙にしている。



日本における社会事情

成人の総人口に対して
まだ相当数の喫煙者が存在する

喫煙率

- >男性 : 39.9%
- >女性 : 10.0%

(出典:平成18年国民健康・栄養調査)

多くの地方自治体で
路上喫煙の規制を実施



レストラン、バーの過密な立地条件



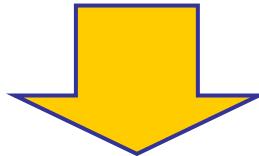
近年、分煙対策が進んでいる





公共の場所の種類と喫煙についての基本的な考え方

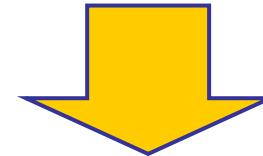
人々が行かなければ ならない場所



人々が行かなければならない場所では、禁煙を含む規制を行うべきと考えます。

未成年者を主な対象とした施設(学校、福祉施設など)においては、喫煙は禁止されるべきです。

人々が選んで行く場所



バーやレストランなどの事業者に対して、喫煙を禁止することや制限すること、もしくは喫煙できるようにすることを決定する裁量が認められるべきと考えます。

喫煙が許された場所においては、その施設管理者が、「環境中たばこ煙は、非喫煙者の病気の原因となる」という公衆衛生当局の結論を掲示することを義務付けるべきと考えます。